【様式５】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学籍番号 |  |  |
| **授業料免除の推薦理由書****Recommendation with Written Statement of Reasons for Exemption from Tuition Fees**（１）「私費外国人留学生」は、入国後の家計状況の変化等により授業料の納付が困難となったことを確認できる場合に推薦できます。（２）**やむを得ない事情により、**留年または在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えた場合に推薦できます。※要件の詳細は裏面参照

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦する学生氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　該当する推薦理由に☑してください。**（１）私費外国人留学生**[ ] 入国後の家計状況の変化等により授業料の納付が困難となっている。**（２）やむを得ない事情により留年または在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えた者**[ ] ①病気または病気による休学により単位修得できなかった【医師の診断書を添付】[ ] ②国費留学または地方公共団体等からの助成による留学のため単位修得できなかった（いずれの場合も留学期間が半年以上）【証明するものを添付】[ ] ③大学院生の論文作成において、研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年または修業年限を超過した【証明するものを添付】[ ] ④その他以下のやむを得ない事由いずれかに該当する場合【やむを得ない事由を証明するものを添付】[ ] 出産・育児のために休学した[ ] 国または地方公共団体等の求めに応じ休学として公共的な事業に参加した[ ] 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイトまたは常勤の職についた[ ] 本人が身体障害者である指導教員等の推薦理由　　　※具体的に記入してください。

|  |
| --- |
|  |

年　　　　月　　　　日　　所属　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指導教員等氏名　（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

 |

１．選考の対象者

（１）経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

（２）徴収の時期前6ヶ月以内（新入学者の場合は入学前1年以内）に、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、または、本人もしくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

**※私費外国人留学生は、入国後の家計状況の変化等により授業料の納付が困難となり、かつ学業成績が優秀と認められる場合に限る。**

２．免除対象とならない者（選考の対象外）

次の(1)～(3)いずれかに該当する者は申請できません。

（１）留年している者（以下の①②のいずれかに該当する者）

①授業料免除の申請期において、同一学年に１年を超えて留まっている者

②授業料免除申請期の前の期において最低単位数を修得していない者

　※最低単位数は、本学ホームページで確認できます。

鹿児島大学　大学独自の授業料免除　　 検索

「鹿児島大学」→「教育・学生生活」→「学費・経済支援」→「授業料免除及び入学料免除・徴収猶予」→学部生または大学院生→大学独自の授業料免除

（２）在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えた者

（３）研究生、科目等履修生等の非正課生、国費留学生等の授業料を徴収しない者

**※（１）または（２）に該当する場合であっても、申請期の標準単位数を修得し、次の①から④のいずれかに該当する者は、免除対象（選考の対象）とする。ただし、留年または修業年限（標準修業年限）超過の期間は、原則１年間とする。**

①病気または病気による休学により単位修得できなかった場合【医師の診断書を添付】

　②国費留学または地方公共団体等からの助成による留学のため単位修得できなかった場合【証明するものを添付】

　③大学院生の論文作成において、本人の事情によらない理由で留年または修業年限を超過した場合【証明するものを添付】

　④その他以下のやむを得ない事由いずれかに該当する場合【やむを得ない事由を証明するものの添付】

　　　・出産・育児のために休学した場合

　　　・公共機関等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合

　　　・家計支持者の不在や被保護世帯のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイトまたは常勤の職についた場合

　　　・本人が身体障害者である場合